

【資料】旭川市国民健康保険料事件 (最大判平成18年3月1日(民集60巻2号587頁)) における旭川市役所の対応

坂 東 雄 介

1. はじめに

現在、筆者が所属している国立大学法人小樽商科大学商学部企業法学科では、教員有志で北海道法学プロジェクトを展開している。これは、地元である北海道の法律問題を取り上げて検討する研究・教育プロジェクトである。本資料は、その一環として、旭川市に対して、旭川市国民健康保険料事件（最大判平成18年3月1日（民集60巻2号587頁））についてインタビューしたものである。

一般論として、判決に対する分析は、判例評釈と呼ばれ、そこでは、当該判決の意義や先例との関係、後に与える影響、既存学説との関係などを分析する。しかし、当事者にインタビューし、当該判決の背景事情を明らかにすることも、判決の理解にとっては有益であろう。本件に関して、旭川市に対するインタビュー中にも度々言及されているように、原告に対するインタビューは、東京新聞社会部『被告の背中 記者が迫った法廷ひと模様』（東京新聞出版局・2008年）に収録されているが、被告である旭川市に対するインタビューは無い。同書では、もっぱら原告の事情のみに焦点が当てられており、旭川市がどのような対応をしていたのかは明らかにされていない。それ故、一方的な視点に基づくという印象が拭えない。本資料は、旭川市へのインタビューを通じて、市側の判決の背景事情を明らかにすることを目的としている。そのため、通常の判例評釈とはやや毛色が異なることを始めに断っておく。

本資料が完成するには多くの方の協力を得た。まずは、快くインタビューに応じて下さった旭川市役所福祉保険部のK氏、N氏、I氏に感謝する。また、

インタビューの質問事項の作成、実際のインタビュー、連絡、文字起こしなどについて、ゼミ生である佐藤愛香里、舟越翔健（両名とも現在小樽商科大学商学部企業法学科4年生）両名の協力が欠かせなかった。2人がいなければ本資料は完成できなかったであろう。そして、小樽商科大学からは、北海道法学プロジェクトとして、助成を受けた。

2. インタビュー及び質疑応答

—「まず最初の質問です。実際にこの事件に関わったことのある方はいますか？」

K：「私は地裁の途中から関わり、高裁の判決が出るまで担当していました。

IさんとNさんはその間に同じ職場にただけで直接関わってはいないです。」

—「Kさんは国民健康保険課には何年ほどお勤めしているのでしょうか？」

K：「通算で20年ほどです。」

—「訴訟が提起されたとき、原告と旭川市役所はどのような関係だったのでしょうか？」

K：「原告の方はよく健康保険課にいらして色々とお話しに来ていたので、その時に『これは訴訟になるでしょうね』ということになったのだらうと思います。相手も色々と話をして制度の内容もわかっているでしょうし、そのような流れで訴訟になったのだと思います。ただ、中身的に話の内容が大きく、単に個人に対する賦課徴収という問題ではなく、国民健康保険制度上の問題なので、そういう意味では大きな問題だと捉えていました。」

—「原告の方が度々いらしていたとのことですが、訴訟前のやり取りで訴訟になるだろうという前兆のようなものはあったのでしょうか？」

K：「保険料の減免申請を平成6年から毎年出していましたが、審査請求は平成6年と平成8年は出して平成7年だけ出していません。そちらのほう

は判決で述べられていますので。まあ、前兆というのはあったんでしょうかね？」

I：「申請を出して、こちらで却下していますので、それに基づく審査請求が前兆といえれば前兆です。」

—「本件は国保の制度上の問題であり、実際に制度を決めるのは市議会の議員であると思いますが、当時の市議会でのこの訴訟に関する議事はなされたのでしょうか？」

K：「基本的にはないです。ただ控訴する時には議会で承認を得なければならぬので、控訴の時には承認をいただくために経過報告などはしましたが、一般質問などでは議論に上っていませんでした。問題が難しくて議員さんもあまりわからなかったようです。」

—「一般質問でもなかったのは意外ですね。原告のような人は『被告の背中』¹⁾では、基本的に弱者のように描かれていたので、福祉関係に力を入れている議員であれば取り上げるのではないかと思っていたのですが。」

K：「申し訳ないのですが、少なくとも私個人としては原告の方がどのような状況であったとか、どのようにメディアで取り上げられているだとかはわかりません。基本的に市が発表しているものではないので、それがあっているか間違っているのか私どもではわかりません。」

—「実際に地裁には行かれましたか？その中で証拠人として法廷に立ちましたか？あるいは傍聴だけでしたか？」

K：「私の場合は傍聴席にいました。民事訴訟はお互いに書面を提出してその通りに審議が行われるので、特別に法廷で議論があったわけではありません。原告の方はいろいろと話したかったようですが、そういう場はないので、喧々諤々意見をやり取りするという事はなかったです。」

1) 東京新聞社会部『被告の背中 記者が迫った法廷ひと模様』（東京新聞出版局・2008年）。

東京新聞の司法担当記者による訴訟の当事者に対するインタビューがつづられており、本判決の原告に対する記事は88-94頁にわたって掲載されている。

—「では、実際に裁判上で対応したのは、市役所の方が直接出ていくということではなく、弁護士に任せていたということでしょうか？」

K：「もう少し前提の話をしますと、国民健康保険条例を制定してそれに基づいて行政を行うわけですが、原告が訴訟を提起した当時は、制度の改正の前に市町村が法律をきちんと解釈しているかということも含めて、厚生省が条例準則というものをを出していました。準則に完全に準拠する必要はないですが、大体は準則に沿って条例化することが求められ、ある程度の拘束力を持ちます。現在は条例準則という形式ではなく条例と名前が変わって、地方自治の原則との関係で地方自治体の実勢を反映するために変更されていますが、当時は条例準則に従って条例が作られていました。準則は全国の市町村で使われているので、旭川で『条例が間違っている』ということになると全国的な問題になります。『国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律』によって、国の根本的な問題に関わる訴訟については法務局が関わることになるので、旭川市にも顧問弁護士はいますが、法務局の担当の方が入り、現場担当として私と旭川市で法律問題に対応する行政系の担当の者とが訴訟を担当しました。例えば、厚生省に意見を聞いたりする時も基本的には法務局の担当の方が間に入っていました。」

—「法務局の担当官を通した厚生省とのやり取りの内容はどのようなものだったのでしょうか？」

K：「立法趣旨を問い質すことが基本です。法律の内容や条例準則について厚生省がどのように考えているのかを伺っていたんですが、厚生省からあまり具体的な返事は来ませんでした。ただ、『負けたら大変ですね』という話ではありました。」

—「全国的に変わってしまう可能性があるということですからね。」

K：「そうです。事前に頂いた質問の中にもあったんですが、旭川市は国民健康保険『料』ですが、9割方の市町村は保険『税』ということになっています。保険料を取っているところは大きな市が主で、被保険者割合か

らすると6:4で料と税ということになります。歴史的な経過から見ると国民健康『保険』ですので初めは料から始まっています。ところが、市町村で健康保険料を集めようとするとう未加入者などの問題でなかなか払ってもらえないのです。それで、市町村側から厚生省に『税方式にしてくれないか』と提案して税方式が後から出てきました。ですから、地方税法を見ていただくとわかるんですが、水利地益税だとかよくわからない税と一緒にのところに入っています。そこしか入れるところがなかったんでしょう。ともかく、税で徴収することで収納率は上がったということです。国保の保険徴収方式に料と税の二つの制度ができてしまい、本来であれば統一されるべきなのですが、分かれたままの状況です。」

—「9割方の市町村が税方式を採るなかで、なぜ判決後も旭川市が料方式のままなのでしょう？また税方式への転換が検討されたことはあるのでしょうか？」

K：「この裁判のずっと前のことですが、旭川市でも税方式を採っていたことがあります。それが料方式に戻ったんですが、経緯に関しては詳しくはわかりません。」

I：「旭川市は昭和42年までは保険税だったんですが、昭和43年に料方式に切り替わりました。保険税には法律で決められた限度額があるのですが、調べてみると、当時の国民健康保険法の条文にはその限度額がなかったと昔の文書に記載されていました。限度額がないということになると、市町村が独自に限度額を設定することができます。限度額を一定程度高く設定すると、所得が低い人の保険料を少し下げることができます。つまり、所得が多い人から多く取り、真ん中より低いほうから徐々に保険料が下がっていくということです。そういう事情から保険料方式を採用したと私が見つけた文章には書いてありました。」

K：「税には完全な縛りがあり限度額が決められています。通常、税であれば所得に応じて税率をかけて青天井に徴収することができます。しかし、国保の場合はそのようにしてしまうと給付と負担の間に大きなアンバラ

ンスができてしまいます。所得が1000万円の人と200万円の人とで、所得が多いほうがたくさん病気にかかることはありません。社会保険制度というのは本来、所得が高いところから高く保険料を取ってしまうと給付とのバランスが壊れてしまうので限度額を設けています。効果としては先ほどの通りで限度額を高く設定すると中間低所得者の保険料が下がります。」

I：「全体として徴収するトータルの金額は変わらず、その中のどの所得層から取るのかという問題です。」

K：「例えば、現在、年間400億円くらいの給付をしていて、年間400億円かかるだろうということでやっていますが、そのうち半分を国や道、市の税金からまかなっていて、残り半分の200億円を保険料から集めています。仮に被保険者10万人だとして平均すると一人当たり20万円ということになります。200億円を徴収するには、全員が所得100万円となると20%の料率が必要になり、400万円だと5%で済むというように皆の所得が高ければ高いほど保険料は安くなり、所得が低ければ低いほど保険料は高くなります。同じものを取るために料率を決めるので、不思議な制度ですよ。なので、限度額を上げると取らなくてはならない保険料を下げることができ、中間低所得者の負担を減らすことができます。旭川市の場合、料に変えてからは毎年国で定めている額以上の限度額を定めています。」

——「税で定められているものより高いということですね。」

K：「そうです。そのような形で中間低所得者の保険料を抑えることができる、税方式ではできないということです。」

I：「旭川市では残念ながら最近では低く設定しています。ちなみに、札幌市に話を聞くと札幌市でも同じような時期に税方式から料方式に変えています。札幌市によると、この頃に医療費の7割給付が始まったことを理由に変えたとのこと。さらに昭和43年の改正時の議会での旭川市長の答弁によると、昭和42年当時で保険料を実施している市は全国で41市と東京23区だけだったようで、いずれも被保険者が10万人以上の市であり、

札幌市でも同様の措置を採るので全国的にそのような傾向が強まっているという答弁をしていたようです。だからこの時に税方式から料方式に変えるところが大きな市だけですが増えていったのではないかと思います。」

—「こういう状況だと税方式に戻そうということにはなりにくいのでしょうか？この判決の後にもそのような意見は出たのではないかと思います。」

K：「本来は料方式ですし、最高裁も保険料方式を認めているわけですので、その後税方式にしようという議論は一切ありませんでした。」

I：「ときどき議会のとある会派から『税方式はどうか』と聞かれることはあります。ただ、税方式にすると当初予算から条例に保険料を入れなければならないとなってしまいます。そうなると料率を決めるために、だいたい前の予算編成の段階での被保険者数、世帯数、所得額などに基づいて予算を編成することになります。保険料方式であると、6月に保険料率を告示する形を採っており、4月1日という賦課期日がありますので、その時の被保険者数、世帯数、所得額などに基づいて料率を決定することができます。より実態に沿う形にすることができます。予算段階で決めてしまうと、足りなくならないように徴収することになるので、保険料を多めにかけざるを得ません。」

—「保険料方式のほうが保険料を払う側としてもメリットがあるということですか？」

K：「保険料としてはそうです。このようにする理由は世の中の構造の変化にもあります。昔、国保に入っている人というのは農家や自営業の人がほとんどだったと思います。国保は特別会計の中だけで事業が行われるので、取りすぎた場合は翌年に回しましょうとか、足りなかった場合は積立金から出しましょう、とすることができます。昔は農家や自営業の方々が長い間、国保に加入していたので、今年取りすぎたから来年は減らしますということでもあまり文句は出ません。ですが、今は会社を辞めて

国保に加入してまた就職して国保から脱退する人が多いですし、加入者で一番多いのは退職した人でその人達はコンスタントに加入し続けますが、いったん国保に入って再就職し脱退した人は今年取りすぎたといっても来年返すというわけにはいかないのです。だから、このような被保険者の構造の変化により、その年に適正な賦課をして適正な保険料をいただく必要性が生じてきているということです。」

—「保険料方式にするとその年度ごとに被保険者数や収入について調べなくてはならないでしょうが、税方式に比べて事務の量や手間は増えないのでしょうか？」

K：「例えば、税方式だと所得割何％、人数割何円、世帯割何円というように条例に記載するのですが、去年とあまり変わらないからいいかなれば条例を改正しなくていいので、税方式にすればその次に決める時に悩まずに済む可能性はあります。それが良いか悪いかは別ですよ。実際に税条例を毎年改正しているところもありますが、2、3年に1回改正するということもあります。料条例であれば毎年改正する必要があるので、被保険者数やその年にかかる医療費の推計から始まってすべての数字をはじき出して料率を算定していますから、作業はかなりの負担にはなっています。」

—「保険料方式は被保険者としてのメリットはもちろん大きいのですが、行政側のメリットは何かあるのでしょうか？」

I：「毎年のように国民健康保険制度は変わるので、一定の医療費があったとしてもそれに対する国の財源や色々なものが変わってきて保険料に求める額が毎年のように変わることで、また人が増えれば医療費がどんどん上がり、人が減ればどんどん下がる、あとは景気が良くなれば国保加入者は減って悪くなれば増えるというように社会情勢や色々なものに左右されて医療費のパイが増えたり減ったりします。その状況で一定割合の保険料をもらわなければならないとすると去年と同じ状況というのはあまりないのです。なので、行政側のメリットとしては、毎年状況に応じ

て決めていかないと被保険者にとって不利だったり有利だったりしますし、行政側としてもきちんとしていたほうがいいのかなと思います。」

K：「最終的に決算上プラスマイナスゼロになれば推計から何から全部あっていたということでOKになります。その辺は緻密にやっていますので、年度の途中で制度が変わるという変なこともあります。旭川市は結構優秀であまりぶれがないです。」

I：「平成22年までは赤字が多かったのですが平成23年から赤字はなくなりました。これは、毎年歳入が多い状況が続いて黒字になっていて確かに医療費の見積もりより医療費がかからなかったということもあるのですが、ここ何年かで、被保険者数がますます減っているんです。なぜかという、65歳になって会社を退職して国保に入ってくる人は増えているんですが、逆に65歳以下の若い人がどんどんいなくなっているんです。」

—「それは若い人が旭川市から出て行ってしまうということですか？」

I：「出て行ってしまう場合もありますし、現在、全国的な人口減少で旭川市の若者も少なくなっています。65歳以上の人は増えるんですが、被保険者のトータルは減っているんです。そのようななかで保険料率の設定が難しい。そういうこともあって、残念ながら医療費が増えてしまうんです。」

K：「インフルエンザが流行するかしないかで全然違ってきます。インフルエンザで咳をただけで1億違ってくるということもあります。」

I：「病院の診療日数が1日違うだけでも数千万円、1億円と違ってきます。」

K：「毎年土日が何日あるかでも全然違ってきます。」

—「それに関連して、裁判当時平成6年から8年の間、旭川市の当時の財政状況はどのようなものだったのでしょうか？」

K：「市町村の財政状況が良かったことはまずないです。債務はどんどん増えていますし、未だに減る見込みはないです。国もそうですが、お金が入ってくる特定の市町村はありますし、東京のように本社がたくさんあるよ

うな市町村であれば、お金が集中するということはあります。けれども、それ以外の普通の市町村で運営が楽だということは一か所もないです。国からの地方に落としてくれるお金も限られていますし、どんどん削られているので、当時も今も厳しいです。ただ、例えば地方交付税は一般会計に入ってきますが、先ほども申しあげたように、国保は必ず特別会計に設けられていますから、国から国保に使うための補助金などが会計に入ってきます。なので、市の財政状況が厳しいかどうかと関係なく、国保制度は常に維持されるようになっています。」

—「国民健康保険における滞納率や納付率など、旭川市が裁判当時抱えていた、あるいは現在抱えている問題はどのようなものがありますか？」

K：「収納状況については、当時と比べて改善しつつあります。財政状況からいえば、毎年医療費の負担は3%くらいずつ上がっていますが、だからといって保険料を3%ずつ上げていくわけにもいかないので、特別会計の中だけでは結構厳しいです。だからできるだけその支出を減らさなければならぬし、保険料率もできるだけ安くなるような方策を取らなきゃならないという状況にはあります。それはどこの市町村も同じですが、旭川市の場合は医療費が全国的に見ても高いほうに入ります。なぜかという、単純にいうと病院が多いんですね。病院が多ければ当然患者も獲得しなければならないので、一人当たりのお医者さんの数も増えていきます。もちろん経営が成り立たなくて潰れる病院もありますが、例えば、風邪ひいて病院まで車で1時間かかるのであれば、ちょっとくらいの風邪なら薬を飲んで寝ていようかなと思います。隣に病院があるなら手軽にちょっと行って来ようという気になります。そうすると、どうしても保険料が上がってしまい、費用がかさんでしまうという状況です。本州などでは、家族で面倒を見る体制がいまだに根強く残っていると思いますが、北海道では基本的に核家族化してしまい、面倒を見る人がいなくなっています。そうすると、社会的入院という状況が多くなりますし、旭川市内はベッド数が多いですから、社会的入院をさせられ

てしまう人達もたくさんいます。逆に、国のほうではそういう人達ではできるだけ排除しようとするわけですが、なかなかそう簡単にはいかないですし、そのような色々な理由で旭川市は医療費自体が少し高い状況にあります。そのなかで、どれだけ保険料を減らすかという工夫をしています。』

—「具体的にどのように保険料を安く抑えようとしているのですか？」

K：「医療費の適正化と呼んでいますが、1番良いのは、特別会計に一般会計からお金をたくさん入れてくれれば保険料は下がるんですよね。だけれども、先ほどから申し上げているように、一般会計の財政は厳しいです。そのような状況で入れてくれと頼んでもなかなか入れてくれない。なんとか入れてくれという話もしますし、それからジェネリック薬品に変えると、薬代が2～3割、場合によっては10分の1まで安くなることもあります。そうすると医療費がぐんと下がります。だからジェネリックに変えるとか、特定健康診査で病気になる前に診断・指導して、事前に病気の予防をする、ということをやっています。」

—「予防の指導なども国民健康保険課が行っているのですか？」

K：「そうですね。検診そのものは国民健康保険課でやっています。ただ実際の保健指導は保健師がやらないといけないので、旭川市の保健所の保健師さんをお願いしています。」

—「支出を抑えるためならば、減免申請を簡単に認めない傾向になりやすいとは思いますが、当時の減免申請の基準はどうだったのですか。また、現在とはどう違っていますか？」

K：「減免に関しては当時と基本的には変わっていないですね。風水害、火事などの災害、それと所得の激減などは条例に書いてあります。それから現在、新しく国から実施するように言われている特例軽減があります。これは、バブルがはじけたというような状況で会社がどんどん倒産したときに、今まではきちんと働いてきたけれども、会社が倒産して解雇されて国保に入ってきた、そういう人については減免するという制度です。」

特例軽減は国が実施するように言っていることですから、お金が入って来ます。ただ、通常の減免制度については市町村が決めるものですから、減免したからと言って国からお金がもらえるわけではないです。減免をすればするほど他の人に上乘せになるのが本来の保険の仕組みとなっています。減免制度の仕組みで当時と変わっているのは、特例軽減が加わっているだけで当時と変わっていません。」

—「つまり、全体の額が決まっているから、減免すると減免した分の負担をどこかに移転しなければならないということですね？」

K：「そういうことになります。」

—「地裁判決には、旭川市が原告の減免申請を拒否したことの理由として、生活保護を申請すれば問題はないことを挙げています。原告は、『被告の背中』²⁾という本のなかで、生活保護を受けるためには中古のスクーターを手放さなければならないと語っているのですが、原告の方は生活保護を受けることが困難だったのでしょうか？」

I：「スクーターを持っても、それがその人の生活の自立に向けて役に立つ立たないということも判断しなくてはならないので、それがどういう理由で使っているのかはわかりません。」

—「状況次第では車を持って大丈夫ですからね。ところで原告の方が生活保護を申請したということはないのでしょうか？」

K：「この当時は、申請はしてないと思います。原告の主張としては、自分の収入は生活保護以下だという主張をされているわけですが、生活保護の基準というのはただ収入だけではないので、収入をもってして生活保護の基準に合致しているかの判断は国保課ではできません。それに収入だけから見れば生活保護より低い方はたくさんいらっしゃるんです。国保に入っている人の平均収入は少ないですから、その人達を全員減免できるかという、制度上はそうはいかないわけで、先ほど申し上げたように、

2) 90頁。

最高限度を定めて給付と保険料とのバランスを取って、最低のところでも最低の保険料を払ってもらうことも必要なことです。保険料を払わないで給付だけ受けるということであれば、それはまさしく生活保護、医療扶助と同じです。保険ではないのです。だから生活保護基準以下だからゼロにしろという主張は必ずしも通らないんです。」

—「生活保護と国民健康保険では財源は全く違いますよね？」

K：「違いますね。生活保護は一般会計です。」

—「財政が厳しいなかで、生活保護は一般会計で賄わなければならないということになるのですか？」

K：「生活保護のほうは、憲法25条で国の責任としてやらなければならないので、それは基準通りにやっていたら基準通り国からお金が入ってくるというものです。ただ、国は財政が厳しいですから、なかなか出してくれないというのがあります。」

—「『被告の背中』³⁾に掲載されたインタビューによると、原告は本人訴訟をしており、訴訟手続きなどを自分で勉強して訴訟をしたということですが、訴訟に不慣れで手続上の混乱など困ったことはありましたか？」

K：「先ほども申しましたが、原告の方は言うことを言いたい方なので、『それは違う』とか『まだ話したいことがある』とかおっしゃったことはありました。ただ、裁判そのものとしては、相手方が本人訴訟だからと言って混乱したということはないと思います。基本的にきちんと手続きを踏みながら、淡々と進んでいったと思います。」

—「判決は、当事者が旭川市役所ですし最高裁まで進んだので、旭川市役所内の職員同士で話題になりそうですが、実際に当時の市役所はどうでしたか？」

I：「私は当時国民健康保険課ではなく生活保護課にいたんですけども、全くそのことについて知らなかったです。もしかしたら話には聞いていた

3) 92頁。

かもしれないですが、他人事のように聞き流していたと思います。国保課に異動して初めて知りました。」

K：「新聞に判決が載って知ったという人が多かったと思います。中身としては大きな事件ではありませんが。」

—「争われている論点は地味ですが、大法廷まで行っていますからね。たしか介護保険に関する事件⁴⁾で旭川市が被告になった判決があったと思うんですがそちらはどうでしたか？」

I：「介護保険の事件は市が負けたということはなかったのであまり大きく報道されることはなかったです。」

N：「介護も同じような内容で同じ人が原告ですね。」

I：「高裁から最高裁まで大分間が空くのでその間に入っていたと思います。高裁判決が平成11年、上告の受理が平成17年ですから。国保条例事件のほうは高裁判決が出た段階でKさんが途中で異動して、この先どうなるんだろうという話をしていたら、最高裁の大法廷に持ち込むことになって慌てました。」

—「やはり大法廷に持ち込むとなると慌てますか？」

K：「大法廷となると憲法判断が出るとは思いますよね。」

I：「先ほど申し上げたように、全国の市町村の仕組みが変わり得るという問題だったので、負けるわけにはいかないということを旭川法務局を通じた法務省などとの打ち合わせでは話をしました。」

—「国保行政に関して、他の自治体と連携を取ることはあるのでしょうか？」

K：「国保の保険者は市町村なので、基本的に他の市町村と連携を取ることはあまりないです。上川振興局の市町村が集まって、問題点をお互いに出し合って、というようなことはやっていますが、その程度ですかね。少なくとも、少しお金が足りないから他の市町村から援助してもらおうとい

4) 旭川地判平成15年12月2日（判例集未登載）、札幌高判平成16年5月27日（判例集未登載）、最判平成18年3月28日（集民219号989頁）。

うことはないです。』

—「旭川市は道北の中心地で人口比に比べて病院数が多いことから病院の少ない周辺市町村から旭川市に来て、診療を受ける人達が多くなり、保険料が高くなるということはありませんか。」

K：「確かに周辺市町村から旭川市に来て診療を受けるというのは多いですね。ただ、その人達自体は旭川市の国保財政に影響を与えるものではないです。」

—「市の職員として国民健康保険課の仕事をするうえで、どの程度の法律や条例の知識が求められますか？」

K：「市役所ほど多種多様な部署が集まっている場所というのではないわけで、それぞれの部署で対応する法律があるので、例えば市役所に入る前に国民健康保険法を読んでおこうというような必要はないです。うちの部署に来たら、国民健康保険法に何が書いてあるかというのは基本的には理解してほしいとは思いますが、しかし現実には、法律を読むのに慣れていないということもあるんですが、読む時間もないということも事実ですね。ですから、申請が来たらこう処理をしてこういうことをやるなど、色々なことを前任者から仕事を教えてもらって、一人前にできるようになるのが精いっぱいという状況です。その中で問題が起こった時には、当然、法律まで戻って自分はどうすればいいのか確認します。基本的に法律・政令・施行令・施行規則・国民健康保険の条例・条例規則、その他に膨大な通達が来ています。その中には昭和33年の当時から生きているのか死んでいるのかよくわからない通知もいっぱいあるんですが、それらを参照しながら、問題が起こった時にどういう対応をするのが正しいのか確認します。やはり現場では事務作業が最優先なので、法律は読めたほうがいいですが、実務ではその程度です。」

—「法律を参照する時はどのような手順を踏むのですか？」

K：「最初は先輩に相談しますが、先輩でもわからないこともあります。そうになったら国保法に載っているか確認しますが、国保法は具体的なことは

載っていないので、施行令や施行規則まで参照します。施行規則まで見ると、ほとんど実務に近いことが書いてあるので、そこでの関係図を見てみます。しかし、最近は厚労省が手を抜いているのではないかと思ってしまうこともあります。例えば、条文の構成上、社会保険法の何条を準用すると書いてあることもあるので社会保険法を見てみると、今度は民法何条を準用すると書いてあるので堂々巡りです。当時は国保条例もこんな分厚くなくて現在の半分くらいだったんですよ。だけれども、介護納付金が増えたり後期高齢者の支援金が増えたりと同じようなことが3つ書いてあってそのせいですごくページ数が増えてしまいました。」

—「旭川市国保条例はほぼ2、3年の間に1回くらいのペースで改正されていて年に2回くらい改正されている場合もありますね。」

K：「変わったところも市が勝手に変えたということはまずなくて、国の制度が変わった結果です。ただ裁判の争点になったところについては一切変わっていないです。」

—「厚労省などから条例例が来て、それを条例に反映するのですか？」

K：「基本的に国からの通知は発せられるのが遅くて3か月も4か月もかかります。だから条例案を出す時にもギリギリまで国民健康保険法の施行令が直っていないことがあるんです。今年度も議会に条例案を提出する時に国の法律が直らないんじゃないかと思うくらいギリギリでした。厚労省は忙しくて徹夜で毎日仕事しているんだと思いますが、それでも遅すぎるし内容を間違えるんですよ。内容を間違えて発表してその次の日に訂正を出すんですが、その訂正も間違えていて、もう1回作り直すことがあるので、よっぽど疲れているんだと思います。」

—「議会の多数派が変わった時に国民健康保険課だけではなく一般職員の方々に対して何らかの影響はあるのでしょうか？」

K：「偉い人達であれば影響があるのかもしれませんが、下っ端の私どもには関係ないですね。給料が上がったり下がったりというのは結構影響が大きいかもしれないですけど、仕事上は、特に国民健康保険課は法律に

がなじがらめなんで、市長が変わったからと言ってころころ変わるということはないです。職員の上のほうでは異動があるかもしれないです。」

——「予定していた質問は以上です。本日はインタビューにご協力いただきありがとうございました。」